

ねんりんピック彩の国さいたま2026本庄市実行委員会協賛募集要項

(趣旨)

第1条 この要項は、ねんりんピック彩の国さいたま2026本庄市ゴルフ交流大会(以下「大会」という。)に係る協賛の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協賛の内容)

第2条 この要項において「協賛」とは、大会の趣旨に賛同する企業、各種団体等が、ねんりんピック彩の国さいたま2026本庄市実行委員会(以下「実行委員会」という。)に対して行う次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 大会の広告宣伝に要する資金の提供。
- (2) 大会の広報啓発及び歓迎装飾に係る物品、その他大会の運営に要する用具や実行委員会が必要とする物品等(以下「協賛物品」という。)の提供又は貸与。

(協賛として受け入れないもの)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛を受け入れないものとする。

- (1) 大会の趣旨に反するもの。
- (2) 公の秩序や善良な風俗を乱す恐れがあるもの。
- (3) 政治活動、宗教活動などに関わる恐れがあるもの。
- (4) その他実行委員会において不適切と認めるもの。

(協賛の手続き)

第4条 協賛の申し込みしようとする者は、協賛申込書(様式第1号)に必要な事項を記入し、令和8年6月30日までに実行委員会へ提出しなければならない。また、広告掲載用データは協賛者が作成し提出をすること。

2 実行委員会は、前号の申込を受けたときは、速やかに協賛の可否を決定し、申請者に連絡するものとする。

3 協賛を受領したときは、協賛金領収書(様式第2号)又は、協賛物品受領書(様式第3号)を協賛者に交付する。

(協賛金の支払い方法)

第5条 実行委員会口座への振込または実行委員会事務局への直接納付とする。なお、振込手数料は協賛者の負担とする。

【振込先】

■金融機関：埼玉りそな銀行 本庄支店

■口座種別：普通

■口座番号：5 1 3 2 9 7 9

■口座名義：ねんりんピック彩の国さいたま2026本庄市実行委員会
(ネリンピックサイノクニサイタマニセンジ ユウロクホシ ヨウシ ッコウイインカイ)

(協賛物品の受納)

第6条 実行委員会は、協賛物品の申込者に対し、実行委員会の指定する方法により物品等の納入を依頼する。

(協賛物品の表示)

第7条 協賛物品には、協賛者の意向に応じ協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛物品に直接表示することが不適當な場合には、その他の方法により表示するものとする。

2 前号の協賛の表示は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、実行委員会と協議し、実行委員会の承認を得て行うものとする。

(対象および特典)

第8条 協賛の対象及びその特典は、別表1のとおりとする。

(協賛への謝意)

第9条 協賛者等への謝意表明は、協賛者等の氏名又は名称を公表することにより行う。また、必要に応じて感謝状を贈呈する。

(協賛の受入期間)

第10条 協賛の受け入れ期間は、令和8年6月30日までとする。ただし、受入れ状況に応じて、受入期間を延長することができるものとする。また、その場合の協賛特典については、協賛者と協議するものとする。

(その他)

第11条 大会がやむをえない事情で中止になった場合でも、受領済みの協賛金等は返還しないものとする。

2 その他、この規定にない事項等疑義が生じた場合は、互いに協議のうえ、誠意をもって解決にあたるものとする。

附 則

この要項は、令和8年4月14日から施行する。

別表 1 : 協賛の対象及び特典

1 協賛金

1口 10,000円 (口数は任意)

2 協賛特典

・大会プログラム (A4版) への広告掲載

協賛金額	広告掲載	
5口以上	1ページ	モノクロ
3口	1 / 2ページ	モノクロ
2口	1 / 4ページ	モノクロ
1口	1 / 8ページ	モノクロ

※物品の場合、購入額相当の特典とする

・ホームページへの掲載

3 協賛品

協賛を検討している内容について事前に実行委員会へ相談すること。

用途	品目
広報・啓発	ウェットティッシュ、タオル、エコバッグ、筆記具など
おもてなし	特別表彰賞品、飲料水、試食用菓子など

※特別賞とは、選手・参加者の中から、最高齢者や最高齢チーム等に授与する表彰のことである。

※試食用菓子とは、選手等へおもてなしの一環として提供する菓子のことである。